

誓約書 兼 スマートフォン貸与契約書

_____(以下、甲という)と_____(以下、乙という)は、甲が貸与するスマートフォン(以下、端末という)の利用等に関して、次の通り合意したので本契約を締結する。

第1条(目的)

甲が購入した端末を乙が利用するにあたり、本契約を誠実に守ることとする。端末は文房具のようなツールであるため、過度に依存することなく適切な利用を心がける。

第2条(端末の利用)

- (1) 基本は、家族との連絡用としてのみ利用するものとする。よって、家族からの着信(電話、メール等)があった場合は必ず返信をすること。
- (2) 端末やID・パスワードの設定・管理
甲は乙が快適に利用できるよう、端末のセットアップ・設定を行う。IDやパスワードの設定および管理は甲が行い、新規取得や変更等の必要がある場合は、乙から甲に申し出る。また、甲に通知することなく端末設定やパスワードの変更等を行わない。
- (3) 利用時間
朝6時から夜9時までとする。また、学校が定める定期テストの1週間前から終了までは一切の利用をしない。
ただし、特別な事情がある場合(クラブ活動等)は乙が甲に対して利用時間の変更を事前に申し出るものとする。
- (4) アプリの利用
利用したいアプリがあるときは、乙から甲に申し出る。甲に無断でダウンロード利用はしない。
- (5) ソーシャルネットワークサービス(SNS)等の利用
LINEは、家族および学校関係の友人の間で最小限の利用を認める。ただし、知らない人、直接あったことのない人(友達の子供等)とは友だち登録をしない。
その他のサービス(Twitter/Facebook/Instagram等)の利用はしない。
- (6) 利用にあたっての諸注意
・ 位置情報は重要なものなので、みだりに公開しない。
・ 調べ物をしたいときは、なにを調べたいかを甲に相談すること。
・ 写真や動画をとる際には、その必要性をよく考えた上で実施すること。特に公共の場所では、他人のプライバシーに配慮すること。
・ 面と向かって言えないことは、メールやLINEでも言わないこと。喧嘩になりそうときは直接会って話すが、電話を利用すること。
・ インターネットに公開されている情報は有益だが、嘘の情報も多く含まれていることを理解すること。正しい情報を得るために、図書館や書籍、または大人を活用すること。
・ 一度インターネットに公開された情報は、一生消すことはできない。たとえば友だちだけに送ったとしても、そこからどうコピーされるのかまでは自分でコントロールはできないことを理解すること。
・ 友だち同士であっても、公共の場所でできないようなことはLINE等でしないこと(裸の写真を送る等)。また、そのようなことを要求されたら、甲に相談すること。

第3条(端末利用の場所)

- (1) 原則として、リビングで利用する。
- (2) 食事中、入浴中、トイレ中の利用はしない。
- (3) 就寝時または利用していないときはリビングの充電コーナーにおいておき、常にポケットにいれて持ち歩くようなことはしない。
- (4) 学校への持ち込みについては、学校のルールに従う。
- (5) その他外出時での扱いについては、そのつど甲に相談すること。

第4条(料金)

- (1) 甲は基本料金、利用を認めたサービス料金を負担する。
- (2) 破損、修理の料金は、乙が負担する。
- (3) その他の料金については、都度相談する。

第5条(監査)

- (1) 甲は必要に応じて、端末の一切の情報を確認することができる。実施の際は乙のプライバシーを最大限に尊重する。

第6条(罰則)

本契約が守られなかったときは、甲は乙に対して一定期間の利用禁止を命じることができる。

第7条(有効期間)

- (1) 本契約書の有効期間は、____年__月__日から____年__月__日までとする。
- (2) 前項の定めに関わらず、甲は本契約を解約することができる。

第8条(協議事項)

本契約書に定めのない事項が生じたとき、または各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙が誠意を持って協議の上解決する。

以上、本契約の成立の証として、本書を2通作成し、甲乙は署名のうえ、それぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲 _____ 乙 _____